

総 統 企 第 1 3 1 号
平成 1 4 年 6 月 1 4 日

統計審議会会長
竹 内 啓 殿

総 務 大 臣
片 山 虎 之 助

諮問第 2 8 5 号
工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について

標記について、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

経済産業省は、工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）について、中小企業近代化促進法の廃止など中小企業施策等の変化を踏まえ、統計調査の効率的な実施、報告者負担の軽減等を図るため、平成14年調査から、特定業種の従業者3人以下の事業所に係る調査の調査周期（毎年）を他の業種の従業者3人以下の事業所と同様の調査周期（西暦末尾0、3、5、8年の年）に変更するとともに、調査項目等の変更を行った上で実施することを計画している。

また、同省は、商工業石油等消費統計調査（指定統計第115号を作成するための調査）について、同調査のうち、石油等消費構造統計調査については、近年の同調査に対するニーズの変化等を踏まえ、報告者負担の軽減等を図るため平成14年から調査を中止するとともに、石油等消費動態統計調査については、平成15年1月調査以降、調査項目等の変更を行った上で実施することを計画している。さらに、上記構造統計調査の中止による調査対象業種の範囲縮小に伴い、調査の名称を「経済産業省石油等消費統計調査（仮称）」に変更することを計画している。

今回の改正計画については、統計ニーズの変化への対応、報告者負担の軽減、利用者の利便性の確保等の観点から検討する必要がある。